

鳴門教育大学学生支援委員会規程

平成16年 4月 1日

規程第 65 号

改正 平成19年 3月 23日規程第36号
平成20年 3月 17日規程第28号
平成22年 3月 24日規程第47号
平成28年 2月 10日規程第12号
平成28年 4月 22日規程第44号
平成29年 3月 8日規程第54号
平成31年 3月 13日規程第48号
令和元年11月27日規程第96号

(設置)

第1条 鳴門教育大学の学生指導に関する事項を審議するため、鳴門教育大学学生支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長が指名する副学長
- (2) 各専攻に属する教員から各2人
- (3) 教務部学生課長
- (4) その他学長が指名する者

2 委員会にオブザーバーを置き、学長が指名する副学長をもって充てる。

(任期等)

第3条 前条第1項第2号に規定する委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第4号に規定する委員の任期は、学長が別に定める。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、副学長をもって充て、副委員長は、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議事項)

第5条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 学生指導に関する事項

- ア 学生の賞罰に関すること。
- イ 学生及び学生団体の課外教育活動並びに指導に関すること。
- ウ 学生に対する広報活動に関すること。
- エ その他学生指導に関すること。

(2) 学生相談に関する事項

(3) 学生の福利厚生に関する事項

- ア 入学料及び授業料の免除等に関すること。

- イ 奨学金に関すること（外国人留学生に係るものを除く。）。
- ウ 大学会館使用許可の基準及び年間利用計画等に関すること。
- エ 学生宿舎の入居者選考基準及び施設・設備の整備計画等に関すること。
- オ その他大学会館及び学生宿舎の運営に関すること。

(4) 内部質保証に関する事項

(5) その他委員長が必要と認める事項

(議事)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の者が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を述べさせることができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、教務部学生課において処理する。

(細則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 第2条第1項第2号の規定により最初に選出された委員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、2人の委員のうち委員長が指名する1人の委員については、平成17年3月31日までとし、他の委員については、平成18年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 施行日に於いて、第2条第1項第3号の規定に基づき選出された委員のうち、概ね半数の者の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず1年とする。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 施行日に於いて、第2条第1項第2号の規定に基づき選出された委員のうち、概ね半数の者の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず1年とする。

附 則

この規程は、平成28年4月22日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成31年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 施行日の前日において、改正前の第2条第2号に規定する委員の任期は、平成31年

3月31日までとする。

- 3 施行日において、第2条第1項第2号の規定に基づき選出された委員のうち概ね半数の者の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず1年とする。

附 則

この規程は、令和元年11月27日から施行する。